おける元利償還金

N　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14} ＝ 0.0212

P_{15} ＝ 0.0239

P_{16} ＝ 0.0243

P_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

P_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0221

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0297

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

P_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額

おける元利償還金

N　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の 10 パーセントを出資する財源に充てるため昭和 58 年度から平成 11 年度までの各年度において発行を許可された地方債の当該年度における元利償還金

O_n　昭和 56 年度以降に建設された市町村営のニュータウン鉄道の建設に係る事業費の一部を補助する財源に充てるため平成 n 年度において発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額

P_{14} ＝ 0.0212

P_{15} ＝ 0.0239

P_{16} ＝ 0.0243

P_{17}　ア　平成 17 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 17 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0279

P_{18}　ア　平成 18 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 18 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0293

P_{19}　ア　平成 19 年度市場公募都市に係るもの　0.0239

イ　平成 19 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0302

P_{20}　ア　平成 20 年度市場公募都市に係るもの　0.0243

イ　平成 20 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0266

P_{21}　ア　平成 21 年度市場公募都市に係るもの　0.0234

イ　平成 21 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0257

P_{22}　ア　平成 22 年度市場公募都市に係るもの　0.0230

イ　平成 22 年度市場公募都市以外の市町村に係るもの　0.0252

Q　ニュータウン鉄道等を経営する第三セクターに対し出資する財源に充てるため平成 10 年度以降に発行について同意又は許可を得た都市高速鉄道事業債の額のうち総務大臣が算定して通知した額に別表第三の十に定める率を乗じて得た額